

## 継続

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和11年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(令和11年3月31日まで) |

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿

警察庁丙生企発第146号  
令和6年3月28日  
警察庁生活安全局長

### 非常通報装置の設置及び運用について(通達)

非常通報装置(緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより通信指令室等に送信するための装置をいう。以下同じ。)による通報については、迅速かつ的確に対応する必要がある一方、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じるおそれがあることから、非常通報装置の設置及び運用については、下記のとおり取り扱うこととされたい。

なお、次に掲げる通達は廃止する。

- 特定郵便局に設置する通報装置からの110番直接通報の試験実施について(平成10年1月14日付け警察庁丙地発第1号、丙生企発第3号)
- 非常通報装置の運用上の留意点について(昭和46年2月10日付け警察庁丁勤発第14号、丁防発第21号)
- 非常通報装置の設置運用について(通達)(昭和52年10月24日付け警察庁丁勤発第115号、丁防発第210号)
- 警察署の加入電話に接続する非常通報装置の設置申請に対する取扱等について(通達)(昭和53年7月26日付け警察庁丁勤発第94号、丁防発第155号)
- 特定郵便局の「異常通報装置」による110番通報の誤報防止措置等の運用について(昭和54年12月3日付け警察庁丁勤発第156号、丁防発第303号)
- 郵政省における「防犯通報装置」の導入について(昭和62年3月20日付け警察庁丁勤発第41号、丁防企発第36号)
- 厚生労働省における児童福祉施設等に対する非常通報装置等の整備に係る財政支援について(平成13年11月27日付け警察庁丁地発第156号、丁生企発第146号)

### 記

#### 1 非常通報装置の設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置がとられている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共的施設、重要防護対象又はこれらに準ずる施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害の程度及び社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、通信指令室等における受理体制等の事情を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が適当であると認められるものに設置するものとする。

#### 2 非常通報装置の要件

非常通報装置又は非常通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) センサー等による感知により自動的に通報する装置ではないこと。
- (2) 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- (3) 通信指令室等において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該装置による通報の発信地を認識することができること。
- (4) 通信指令室等において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができること。
- (5) (1)から(4)に掲げるほか、通信指令業務に支障が生じるおそれがないと認められること。

### 3 非常通報装置の設置及び運用に係る手続

- (1) 非常通報装置を設置する者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、非常通報装置を設置する施設（以下「設置施設」という。）の所在地を管轄する都道府県警察の長（以下「管轄警察本部長」という。）に申請するものとする。
- (2) (1)の申請は、設置者が、設置施設の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）を経由して、管轄警察本部長あてに、次に掲げる書面その他管轄警察本部長が定めるものを提出することにより行うものとする。
  - ア 非常通報装置設置申請書
  - イ 設置施設付近の見取図
  - ウ 設置施設内部の平面図に非常通報装置の取付位置を表示したもの
- (3) 管轄警察署長は、(1)の申請について必要な調査及び指導を行った上、その結果を管轄警察本部長に報告するものとする。
- (4) 管轄警察本部長は、(3)の管轄警察署長の報告に基づき、(1)の申請について、上記1の施設に該当し、かつ、上記2の要件を満たすことを確認するものとする。
- (5) 管轄警察本部長は、非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合であって、通常の緊急通報を行うことが困難であるときに限って行うものとするほか、必要に応じて、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して適当と認められる条件を付するものとする。
- (6) 管轄警察本部長は、(1)の申請について、上記1の施設に該当せず、又は、上記2の要件を満たさないと認められる場合は、設置者に対し、当該装置による通報には対応することができない旨通知するものとする。
- (7) 設置者は、管轄警察本部長の指示に従い、開通試験を行うものとする。
- (8) 設置者が(1)の申請の内容を変更する場合は、必要な範囲で(1)から(7)の手続を準用するものとする。
- (9) 設置者は、非常通報装置による通報を適切に行い、誤報等を防止するために必要な措置を講じるとともに、非常通報装置の構造等につき十分な知識を有する者の保守点検を定期的に受け、その結果を記載した書面を保管しておくものとする。

- (10) 設置者は、非常通報装置による誤報等があった場合は、当該誤報等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた上、その結果を記載した書面を管轄警察署長を経由して管轄警察本部長あてに提出するものとする。
- (11) 設置者は、設置施設ごとに運用責任者を置き、(7)、(9)及び(10)の事務を行わせるとともに、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して管轄警察本部長又は管轄警察署長が行う指導に従わせるものとする。
- (12) 設置者は、非常通報装置を廃止する場合は、その旨を記載した書面を管轄警察署長を経由して管轄警察本部長あてに提出するものとする。
- (13) 管轄警察本部長は、設置者又は運用責任者が、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して管轄警察本部長又は管轄警察署長が行う指導に従わない場合は、設置者に対し、当該装置の廃止を求め、設置者がこれに従わない場合は、当該装置による通報には対応することができない旨通知するものとする。
- (14) (1)から(13)の手続のほか、非常通報装置の設置及び運用に係る手続に関して必要な事項は、管轄警察本部長が定めるものとする。

#### 4 非常通報装置の設置及び運用に関する留意事項

- (1) 管轄警察本部長及び管轄警察署長は、設置者及び運用責任者に対し、非常通報装置の設置及び運用その他防犯・安全確保に関して管轄警察本部長又は管轄警察署長が行う指導に従うよう、上記3の手続について、あらかじめ十分に説明するものとする。
- (2) 管轄警察本部長及び管轄警察署長は、非常通報装置に係る申請の内容が最新の情報に更新されているか等、非常通報装置の設置状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報に迅速かつ的確に対応することができる体制になっているか等について検証するものとする。
- (3) 管轄警察本部長は、非常通報装置による通報及び誤報等の件数等、非常通報装置の運用状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報が適切に行われているか、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じていないか等について検証するものとする。

#### 5 経過措置

- (1) 従前の非常通報装置及びこれに相当する装置は、本通達の非常通報装置として取り扱うものとし、従前の取扱いを変更する必要がある点については、可及的速やかに必要な措置を講じるものとする。
- (2) 「特定郵便局に設置する通報装置からの110番直接通報の試験実施について」(平成10年1月14日付け警察庁丙地発第1号、丙生企発第3号)による試験実施は終了して本格実施に移行するものとし、同通達の通報装置は、本通達の非常通報装置として取り扱うものとする。

【継続措置状況】

初回発出日：平成15年8月6日

(有効期間：平成31年3月31日)

継続措置日：平成31年3月27日

(有効期間：平成36年3月31日)